

## 八戸市文化芸術推進基本計画（案）に対する意見について

### 1 計画策定の趣旨

平成29年6月に「文化芸術基本法」が改正され、地方における文化芸術の推進に関する計画の策定が努力義務として規定されたこと、また、平成27年12月策定の「八戸市文化のまちづくりビジョン」の推進期間（概ね5年）が終了したことから、当市の文化芸術に関する総合的な施策を推進する基本計画を策定するもの。

### 2 基本理念の考え方

文化芸術から市民一人ひとりが受け取る恩恵と、地域社会が受け取る恩恵の両方を大切にする視点を持ち、分野横断的に取組を進めることを基本として計画の理念とする。

### 3 計画の共通姿勢

方針1 多様な文化芸術の価値に触れる機会を通して、文化芸術が果たす個人や社会にとっての役割を問い直し、考え、共有する機会（チャンス）とする。

方針2 「日本・地方・八戸ならではの」の独自性や固有性（ユニークさ）を付加価値として追求し、アイデンティティとして深められるよう取り組む。

方針3 市民主体の文化芸術振興の取組をベースに、市民セクターと行政が地域づくりを担う、共治（ガバナンス）の実現を目指す。

### 4 計画の期間・構成

計画期間は令和4年度を初年度とし、計画の基本理念や計画全般に共通する姿勢は概ね10年、施策や各施設の取組方針は概ね5年で見直しの検討をするものとし、本体全3部及び資料編で構成。

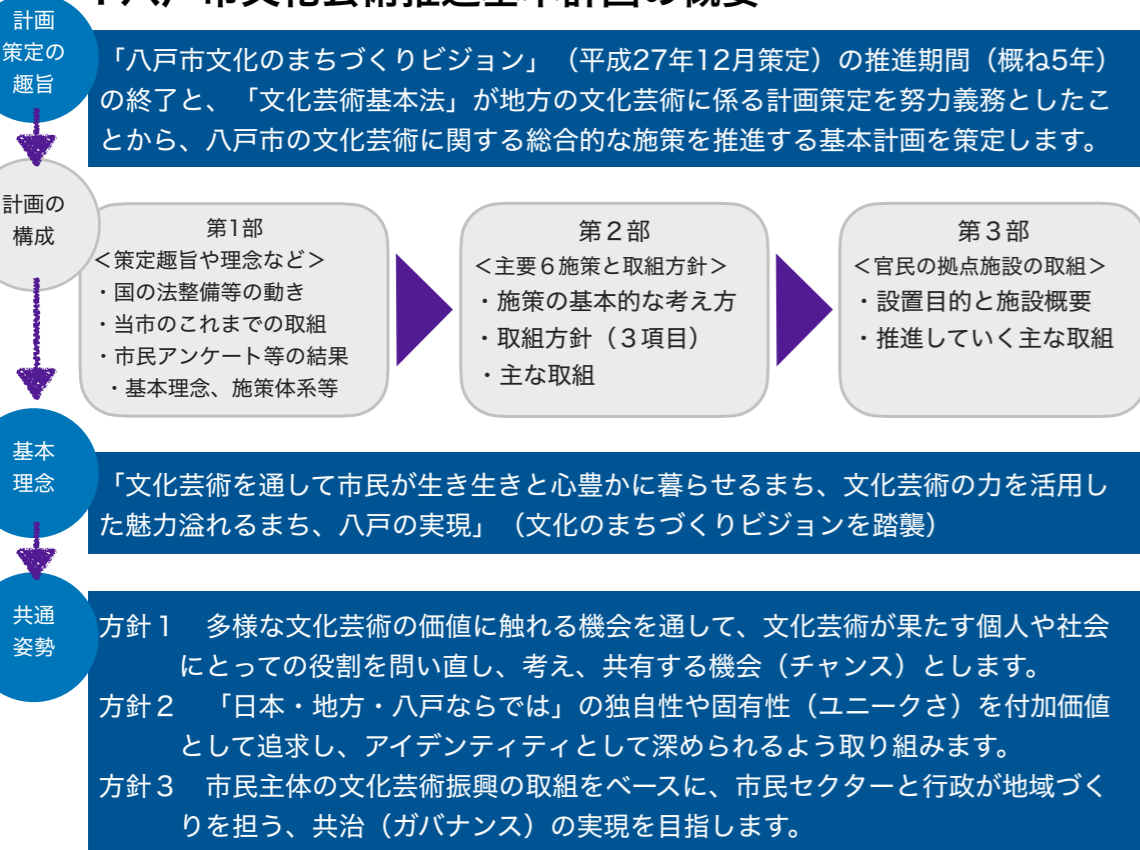
- |                 |   |
|-----------------|---|
| ◎第1部 策定趣旨や理念など  | <ul style="list-style-type: none"><li>・国の法整備等の動き</li><li>・当市のこれまでの取組</li><li>・市民アンケート等の結果</li><li>・基本理念や施策体系等</li></ul>   |
| ◎第2部 主要6施策と取組方針 | <ul style="list-style-type: none"><li>・施策の基本的な考え方</li><li>・取組方針（3項目）</li><li>・主な取組</li></ul>  |
| ◎第3部 官民の拠点施設の取組 | <ul style="list-style-type: none"><li>・設置目的と施設概要</li><li>・推進していく主な取組</li></ul>  |
| ●資料編            | <ul style="list-style-type: none"><li>・市民アンケート・ヒアリング調査結果（資料編1）</li><li>・これまでの取組事例（資料編2）</li><li>・文化施設・文化財一覧（資料編3）</li><li>・文化政策の年譜（資料編4）</li><li>・用語集（資料編5）</li></ul> |

### 5 今後の予定

1月7日（金）～2月6日（日）パブリックコメント

3月 基本計画策定

# 1 八戸市文化芸術推進基本計画の概要



施策体系	施策	取組方針		
	<b>施策1</b> ふれる・ふかめる ～文化芸術に親しむ～	①市民による多彩な文化芸術活動振興のための仕組みや枠組みの構築	②子ども達の文化芸術の鑑賞や学びの機会の充実	③文化施設の文化プログラムの充実と連携
	<b>施策2</b> つくる・いどむ ～新たな創造への取組～	①「アートのみちづくり」の推進と文化創造へのチャレンジ	②クリエイティブビジネスの振興	③発信力強化とファンづくり
	<b>施策3</b> まじる・まざる ～文化芸術による共生～	①共生社会実現に向けた環境づくり	②社会包摂の取組の推進	③文化芸術を通じた国際交流の推進
	<b>施策4</b> のこす・いかす ～伝統の継承と活用～	①世界遺産・是川石器時代遺跡の適切な保存と価値の伝達	②地域に根ざす文化の継承と発展	③文化財の保存と活用
	<b>施策5</b> つなぐ・ささえる ～担う人、支える人の確保・育成～	①専門人材の確保、育成	②中間支援機能の強化	③文化ボランティアの活動振興
	<b>施策6</b> あつめる・ひろめる ～連携のソフトインフラ～	①連携・協働を推進するプラットフォームづくり	②県や近隣自治体との広域連携の推進	③事業資金確保の取組や企業メセナの推進

## 2 計画策定の意義と主な取組方針 文化政策の総合性と計画性の向上

文化政策の対象を幅広く網羅・明確にし、目的別の施策・取組方針と具体的な取組をひも付け、政策・取組の計画性と戦略性を高めました。また、拠点となる官民の文化施設28施設について、施設ごとに設置目的や施設概要、推進する主な取組を分かりやすく整理し掲載しています。

### <ベースとなる施策>

#### 施策1 ふれる・ふかめる

##### ～文化芸術に親しむ～

市民による文化芸術活動の振興に関する補助や支援制度の充実、学校とアーティストのマッチング等による子ども達の鑑賞や学びの機会の充実を図ります。また、市民が広く文化芸術に親しむために文化施設の果たす役割は大きく、各施設の運営方針を明らかにすると共に、鑑賞型に留まらず、参加・体験、創造・発信型の文化プログラムへのチャレンジ、さらには地域へのアウトリーチや施設間の連携、教育旅行誘致、商業との連携などにも取り組むものとし、加えて、施策2から6の取組を推進する上でも、文化施設の拠点性を高め、役割を果たしていきます。

### <テーマ別の施策>

#### 施策2 つくる・いどむ～新たな創造への取組～

文化芸術基本法において、観光やまちづくりなど他分野との連携による文化芸術の社会的価値の発揮が企図されたことを踏まえ、当市においてこれまで様々な市民等と取り組んできたアートのまちづくり（アート×○○）に、「はっち」のレジデンス機能等を活用し引き続き取り組むと共に、公会堂や「はっち」のシアター2などでパフォーミングアーツにおける「創造」を目指した取組を推進します。また、クリエイティブ性をコアにした周辺ビジネスをクリエイティブビジネスと位置付け（例えば「裂き織り」などの伝統工芸のクリエイティブティ×デザインによる発信）、文化芸術とクリエイティブビジネスとの連携強化による双方の振興を図る取組を推進します。さらに、発信力の強化やファンづくりの観点から、クリエイティブ人材のアイデアを活かすなどし、文化芸術そのものや、多様な主体によるその振興の取組を分かりやすく周知、発信する媒体や方法などを検討し、取り組みます。

#### 施策3 まじる・まざる～文化芸術による共生～

文化芸術は社会包摂機能を有していることから、文化施設や情報へのアクセス、鑑賞機会におけるバリアを取り除く取組、新たに障がい者の鑑賞、参加、創造機会の創出、外国人住民が当市の文化に理解を深める機会づくりやホスピタルアートなどの文化プログラムを検討し、取り組みます。さらに、当市の文化芸術が持つポテンシャルをより高められるよう、三陸国際芸術祭など、文化芸術をきっかけとした国際交流の取組を推進します。また、八戸三社大祭などの祭が持つ社会包摂機能を活かすため、関係者と連携し参加の輪を広げる取組を推進します。

#### 施策4 のこす・いかす～伝統の継承と活用～

ユネスコ世界遺産登録の是川石器時代遺跡や国宝などの文化財、更には地域の伝統文化（祭、伝統芸能、衣食住に関わる生活文化、方言）を、アイデンティティの源泉となる「市民の宝」とし、これを受け継ぎ、未来に向け新たな価値を追求し活用していくことを通して、次代に継承する取組を推進します。また、伝統文化の悉皆調査と課題の抽出と対応、文化財の総合的な保存・活用に係る計画策定、歴史的建造物や文化施設などを利用して会議やイベントを開催し、参加者にその価値を体験してもらうユニークメニューの検討などに取り組みます。

### <環境づくりとなる施策>

#### 施策5 つなぐ・ささえる～担う人、支える人の確保・育成～

対象範囲が広がる文化政策において、担い手や求められる専門性は広がっており、専門人材について、アーティストのみならず、文化芸術活動に関する企画・制作を行う者、文化施設における専門人材、地域の文化芸術を熟知しマネジメント力を備えた人材などの確保や育成に取り組めます。また、公共の文化施設では助成や協働、拠点づくりなどを通じ、市民による文化芸術活動を支援する中間支援型の取組を推進することや、民間セクターにおける中間支援機能について検討を進めます。さらに、美術館における「アートファーマー」、「はっち」の「まちぐみ」、各施設におけるボランティアガイドなどの活動の振興を通して、多様な担い手・支え手が活躍する厚みのある文化芸術活動の展開を目指します。

#### 施策6 あつめる・ひろめる～連携のソフトインフラ～

「新しい公共（公民連携）」の取組は、地域社会において文化芸術の価値や効果を発揮するために必要な条件であり、八戸ならではの公民連携のあり方を追求します。そのために、連携・協働を推進する多様な主体が参加するプラットフォームづくりにより、様々な活動（者）の見える化を図ると共に、文化芸術政策に関する学びや、専門性に関する実践講座の実施を通して、文化政策について民間セクターが主体的に議論する場とし、連携や協働の機会を増やすよう取り組みます。また、青森アートミュージアム5館連携事業や、三陸国際芸術祭など自治体間の広域連携を推進すると共に、地元企業に対し、企業メセナ活動が地域経済と地域社会の再生に果たす役割への理解を広げ、メセナ活動の機運を高めるよう取り組みます。

多文化都市八戸推進懇談会委員名簿（任期：令和元年10月～令和4年3月）

会長：内海 隆 / 副会長：柁谷 伸夫

	分 野	氏 名	所 属 等
1	学識経験者	うちうみ たかし 内海 隆	青森公立大学教授
2	学校教育関係者	かわもりた れいこ 川守田 礼子	八戸工業大学准教授
3	学校教育関係者	さぬまき たくみ 佐貴 巧	八戸学院大学短期学部准教授、 アーティスト
4	学校教育関係者	やすだ まりこ 安田 眞理子	三条中学校校長、 中学校教育研究会美術部会会長
5	民間文化施設 (美術館)	おぐら まなぶ 小倉 学	八戸クリニック街かどミュージアム 館長兼学芸員
6	民間文化施設 (美術館)	よしだ あきえ 吉田 章恵	帆風美術館副館長
7	民間文化施設 (ホール)	くまがい まさゆき 熊谷 雅之	デーリー東北ホール管理者
8	文化芸術活動者	いまがわ わかこ 今川 和佳子	アートコーディネーター
9	文化芸術活動者	さとう しんご 佐藤 慎悟	ピアニスト
10	文化芸術活動者	たきじり よしひで 瀧尻 善英	川柳、俳句、書道
11	文化芸術活動者	ふたつ もり まもる 二ツ森 護真	市民作家（写真）、南郷ジャズフェ スティバル実行委員会委員
12	文化芸術活動者	まさや のぶお 柁谷 伸夫	伝統芸能、演劇
13	文化芸術活動者	みやこ ひろふみ 宮古 博文	八戸市文化協会事務局長、書道
14	文化芸術活動者	やまもと こういちろう 山本 耕一郎	アーティスト、まちぐみ組長
15	公 募	あらい きゆり 荒井 小百合	行政書士、海事代理士